

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。(第四条―第七条、第九条、第十三条、第十七条関係)
- 二 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。(第四条、第五条―第七条、第八条の二、第九条、第十三条、第十七条関係)
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。(附則関係)
- 四 その他所要の規定を整備すること。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように

改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三一、三八四円	二二一、六八四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	一九七、九五四円	一九七、九五四円
五百人以上 千人未満	一四二、八六九	二五五、七四四	一一九、八五一	二二〇、一五一	一一九、五三九	二二二、四一四	二二二、四一四	二二二、四一四
千人以上 二千人未満	一八八、九一〇	三三四、三六〇	一七七、〇四五	三二二、四九五	一五八、五四〇	三二六、五六五	三二六、五六五	三二六、五六五
二千人以上 三千人未満	二〇七、一〇三	三四二、五五三	一八三、三七三	三二八、八二三	一七六、七五二	三五七、三五二	三五七、三五二	三五七、三五二
三千人以上 五千人未満	二二五、六九六	三六一、一四六	二〇一、二五四	三五九、二七九	一九四、九四五	三七五、五四五	三七五、五四五	三七五、五四五
五千人以上 一万千人未満	二五三、七二六	四一一、七四一	二五一、五八〇	四七七、三三〇	二四五、九三六	四九四、二六一	四九四、二六一	四九四、二六一
一万人以上 一万五千人未満	二九六、〇三一	五二一、七八一	二九三、八九五	五八七、三七〇	二八一、五七〇	五七五、〇四五	五七五、〇四五	五七五、〇四五

第四条第二項の表を次のように改める。

一万五千人以上 二万人未満	三三三、〇四五	五八〇、三七〇	三三九、一九七	六六七、八三二	三一七、二三五	六七八、四二五
二万人以上	三五五、八一五	六四九、二九〇	三三二、九六七	七三六、七四二	三四〇、九九四	七四七、三四四

投票区 の選 挙人の 数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
五百人以上 千人未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	一七三、四五八	一七三、四五八
千人以上 二千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三三三	二四三、三三三	二四三、三三三
二千人以上 三千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一
三千人以上 五千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三三三	九六、四五二	二七七、〇五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一
五千人以上 一万人未満	八七、七〇七	二四五、七三二	一一一、一六六	三四六、九一六	一三三、三一九	三八〇、六四四	三八〇、六四四	三八〇、六四四
一万人以上 一万五千人未満	一一一、一六六	三四六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇	四四八、一〇〇	四四八、一〇〇
一万五千人以上 二万人未満	一三三、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三一	五二五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	五四九、二八四	五四九、二八四

第四条第三項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	
	投票日	区
五百人未満	平日	休日
五百人以上 千人未満	一〇、五〇六円	一一、二二八円
千人以上 二千人未満	一一、七三七	一三、六二七
二千人以上 三千人未満	一五、七五九	一六、八二七
三千人以上 五千人未満	一六、五五〇	一七、六一八
五千人以上 一万人未満	一七、三四一	一八、四〇九
一万人以上 二万人未満	一九、五七二	二〇、八一八
二万人以上 三万人未満	二六、二六五	二八、〇四五
三万人以上 五千人未満	三〇、〇七八	三二、〇三六
五千人以上 一万人未満	三四、五四〇	三六、八五四
市	平日	休日
五百人未満	八、九二四円	九、六三六円
五百人以上 千人未満	九、七二五	一〇、四二七
千人以上 二千人未満	一四、九六八	一六、〇三六
二千人以上 三千人未満	一四、九六八	一六、〇三六
三千人以上 五千人未満	一七、一九九	一八、四四五
五千人以上 一万人未満	二二、八九二	二五、六七二
一万人以上 二万人未満	三〇、五八五	三三、八九九
二万人以上 三万人未満	三五、八三八	三八、五〇八
三万人以上 五千人未満	四〇、三〇〇	四三、三二六
町	平日	休日
五百人未満	八、九二四円	九、六三六円
五百人以上 千人未満	一一、一五五	一三、〇四五
千人以上 二千人未満	一五、六一七	一六、八六三
二千人以上 三千人未満	一七、八四八	一九、二七二
三千人以上 五千人未満	一八、六三九	二〇、〇六三
五千人以上 一万人未満	二五、三三二	二七、二九〇
一万人以上 二万人未満	三〇、五八五	三三、八九九
二万人以上 三万人未満	三七、二七八	四〇、一二六
三万人以上 五千人未満	四一、七四〇	四四、九四四
村	平日	休日
五百人未満	八、九二四円	九、六三六円
五百人以上 千人未満	一一、一五五	一三、〇四五
千人以上 二千人未満	一五、六一七	一六、八六三
二千人以上 三千人未満	一七、八四八	一九、二七二
三千人以上 五千人未満	一八、六三九	二〇、〇六三
五千人以上 一万人未満	二五、三三二	二七、二九〇
一万人以上 二万人未満	三〇、五八五	三三、八九九
二万人以上 三万人未満	三七、二七八	四〇、一二六
三万人以上 五千人未満	四一、七四〇	四四、九四四

二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一二	二二〇、三九〇	六一六、七四〇
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	区市町村	
	投票日	休日
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
二千人以上 三千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
三千人以上 五千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
五千人以上 一万人未満	平 日 一五、六六七	休 日 一六、八六三
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二二、三二〇	休 日 二四、〇九〇
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
二万人以上	平 日 二九、〇〇三	休 日 三一、三二七
	市	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 八、九二四	休 日 九、六三六
千人以上 二千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
二千人以上 三千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
三千人以上 五千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
五千人以上 一万人未満	平 日 一五、六六七	休 日 一六、八六三
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二二、三二〇	休 日 二四、〇九〇
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
二万人以上	平 日 二九、〇〇三	休 日 三一、三二七
	町	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
二千人以上 三千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
三千人以上 五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
五千人以上 一万人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二九、〇〇三	休 日 三一、三二七
二万人以上	平 日 四〇、一五八	休 日 四三、三六二
	村	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
二千人以上 三千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
三千人以上 五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
五千人以上 一万人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二九、〇〇三	休 日 三一、三二七
二万人以上	平 日 四〇、一五八	休 日 四三、三六二

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	区市町村		投票 区の選 挙人の数	区		市		町		村	
	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
二万人以上	三四三、一五九	六三六、六三四	三四〇、三二一	七二四、〇八六	三三八、三三八	七三四、六八八					
一万五千人以上 二万人未満	三二九、三八九	五六七、七一四	三一六、五四一	六五五、一六六	三〇四、五六九	六六五、七六九					
一万人以上 一万五千人未満	二八三、三七五	五〇九、一二五	二八一、二三九	五七四、七一四	二六八、九一四	五六二、三八九					
一万人未満	二四一、〇六〇	三九九、〇八五	二三八、九二四	四六四、六七四	二三三、二八〇	四八一、六〇五					
三千人未満	二一九、六九九	三五五、一四九	一九五、二五七	三五三、二八二	一八八、七八三	三六九、三八三					
二千人未満	二〇〇、七七五	三三六、二二五	一七七、〇四五	三二二、四九五	一七〇、四二四	三五一、〇二四					
千人未満	一八二、五八二	三一八、〇三二	一七〇、七二七	三〇六、一六七	一五二、二二二	三一〇、二三七					
五百人未満	一三六、五四一	二四九、四一六	一一三、五二三	二〇三、八二三	一一三、二二一	二二六、〇八六					
五十人以上 五百人未満	一二五、〇五六 <small>円</small>	二二五、三五六 <small>円</small>	一〇一、三二六 <small>円</small>	一九一、六二六 <small>円</small>	一〇一、三二六 <small>円</small>	一九一、六二六 <small>円</small>					

第四条第七項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	区市町村	
	区	市
五百人未満	平日	休日
	一〇、五〇六円	一一、二二八円
	平日	休日
	八、九二四円	九、六三六円
	平日	休日
	八、九二四円	九、六三六円

五百人未満	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
五百人以上	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八
千人以上	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三三三
二千人以上	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一
三千人以上	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一
五千人以上	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三三三	九六、四五二	二七七、〇五一
一万人以上	八七、七〇七	二四五、七三二	一一一、一六六	三三六、九一六	一三三、三一九	三八〇、六四四
一万五千人以上	一一一、一六六	三四六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇
二万人以上	一三三、三二九	三八〇、六四四	一七六、九三一	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四
二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇二二	二二〇、三九〇	六一六、七四〇

第四条第八項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	区市町村	
	投票日	区
五百人以上 千五百人未 満	平日	区
五百人以上 千五百人未 満	休日	区
五百人以上 千五百人未 満	平日	市
五百人以上 千五百人未 満	休日	市
五百人以上 千五百人未 満	平日	町
五百人以上 千五百人未 満	休日	町
五百人以上 千五百人未 満	平日	村
五百人以上 千五百人未 満	休日	村

二万人以上	三四、五四〇	三六、八五四	四〇、三〇〇	四三、三二六	四一、七四〇	四四、九四四
一万五千人以上 二万人未 満	三〇、〇七八	三三、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	三七、二七八	四〇、一二六
一万五千人未 満	二六、二六五	二八、〇四五	三〇、五八五	三三、八九九	三〇、五八五	三三、八九九
一万人以上 一万五千人未 満	一九、五七二	二〇、八一八	二三、八九二	二五、六七二	二五、三三二	二七、二九〇
五千人以上 一万千人未 満	一七、三四一	一八、四〇九	一七、一九九	一八、四四五	一八、六三九	二〇、〇六三
三千人以上 五千人以上 未満	一六、五五〇	一七、六二八	一四、九六八	一六、〇三六	一七、八四八	一九、二七二
二千人以上 三千人以上 未満	一五、七五九	一六、八二七	一四、九六八	一六、〇三六	一五、六一七	一六、八六三
一千人以上 二千人以上 未満	一二、七三七	一三、六二七	九、七二五	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五

二千人以上 二千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三
三千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二
五千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二
一万人未満	一五、六一七	一六、八六三	二二、三二〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九
一万人以上 一万五千人未満	二二、三二〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三一、三一七	二九、〇〇三	三一、三一七
一万五千人以上 二万人未満	二四、五四一	二六、四九九	三三、四六五	三六、一三五	三五、六九六	三八、五四四
二万人以上	二九、〇〇三	三一、三一七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二

第四条第九項第一号中「五万三千九百四十一円」を「五万九千七百八十二円」に改め、同項第二号中「五
 万七千二十三円」を「六万二千八百十六円」に改め、同条第十項第一号中「五万四千六百六十六円」を「六
 万三千三十二円」に改め、同項第二号中「五万七千七百四十九円」を「六万四千六十五円」に改め、同条第十
 三項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	選挙 区市 町村	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
		区	市	町村	区	市	町村

五 百 人 未 満	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
千 五 百 人 未 以 満 上	一、六七一	二、〇七一	一、六七一	二、〇七一
二 千 人 未 以 満 上	二、四七一	二、八七一	二、四七一	二、八七一
三 千 人 未 以 満 上	二、四七一	三、二七一	二、四七一	三、二七一
五 千 人 未 以 満 上	二、八七一	三、二七一	二、八七一	三、二七一
一 万 人 未 以 満 上	四、〇七一	四、四七一	四、〇七一	四、四七一
一 万 五 千 人 未 以 満 上	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一
二 万 五 千 人 未 以 満 上	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一	六、四七一
二 万 人 以 上	六、八七一	七、二七一	六、八七一	七、二七一

第四条の二に次の一項を加える。

3 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府

県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の数	投票の翌日	開票区の数	投票の翌日
千人未以上	平 日 二三五、七五一円	千人未以上	休 日 二二八、六一五円
二千人以上未以上	三三一、〇八七	二千人以上未以上	三三五、五六二
三千人以上未以上	四二五、六六五	三千人以上未以上	四三一、七五一
五千人以上未以上	五二一、三八九	五千人以上未以上	五二九、〇八六
一万人未以上	六二六、三〇九	一万人未以上	六三五、六一七
二万人未以上	七二一、六九七	二万人未以上	七三二、六一六
三万人未以上	八四七、六七〇	三万人未以上	八六〇、五五八
四万人未以上	一、〇〇〇、一四二	四万人未以上	一、〇一五、五三六
五万人未以上	一、一一五、五五三	五万人未以上	一、一三二、二〇〇

開票区の数	投票の翌日	開票区の数	投票の翌日
千人未以上	平 日 一六四、一七六円	千人未以上	休 日 一六七、〇四〇円

第五条第三項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 満上	二一 万 万 人 千 人 未 以 満上	一一 万 万 人 千 人 未 以 満上	一五 万 千 人 人 未 以 満上	五三 千 千 人 人 未 以 満上	三二 千 千 人 人 未 以 満上	二千 千 人 人 未 以 満上
九五四、二七三	八八二、四四六	七三八、七九二	六二五、九二一	五三三、五七二	四四一、二二三	三四八、八七四	二五六、五三五
九七〇、九二〇	八九七、八四〇	七五一、六八〇	六三六、八四〇	五四二、八八〇	四四八、九二〇	三五四、九六〇	二六一、〇〇〇

三二 千 千 人 人 未 以 満上	二千 千 人 人 以 未 満上	千 人 未 満	開票区 の 選挙 人の 数	投票 の 翌 日	平 日	休 日
四四三、八八九	三三四、四八七	二三四、三二七				
四四九、九四一	三三八、九三七	二三七、一七五				

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	
	平日	休日
千人 人 未 満	一七二、七五二 円	一七五、六〇〇 円
二千 人 以 未 満	二六九、九二五	二七四、三七五
三千 人 未 満	三六七、〇九八	三七三、一五〇
五千 人 未 満	四六四、二七一	四七一、九二五
一万 人 未 満	五六一、四四四	五七〇、七〇〇

三 万 人 以 上	一、一六五、四〇一	一、一八一、九五五
三二 万万 人 未 満	一、〇四六、二三八	一、〇六一、五四六
二一 万 五 千人 未 満	八八六、二六二	八九九、〇七八
一一 万 五 千人 以 未 満	七五四、三九三	七六五、二五一
一五 万千 人 未 満	六五四、一八一	六六三、四三七
五三 千 人 未 満	五四四、四三七	五五二、〇九一

第五条第五項の表を次のように改める。

三	二	一	一
万	万	万	万
人	人	人	人
以	未	未	未
上	満	満	満
一、〇〇四、一二一	九二八、五四二	七七七、三八四	六五八、六一七
一、〇二〇、六七五	九四三、八五〇	七九〇、二〇〇	六六九、四七五

二	一	一	五	三	二	千	千	開
万	万	万	千	千	千	人	人	票
人	人	人	人	人	人	人	人	日
未	未	未	未	未	未	未	未	
満	満	満	満	満	満	満	満	
								平
一〇八、八七八	九五、七七六	九二、七三七	八〇、一六六	七六、七九一	六四、五六二	六一、五七五	日	休
八〇二、七四二	六八三、六三三	五九三、八六一	四九四、五五七	四〇四、四四九	三〇五、四八七	二二五、七六七	日	

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人	未 満	千 人	未 満
二千 人	以 未 満上	二千 人	以 未 満上
三二 千 人	以 未 満上	三二 千 人	以 未 満上
五三 千 人	以 未 満上	五三 千 人	以 未 満上
一五 万 人	以 未 満上	一五 万 人	以 未 満上
一一 万 人	以 未 満上	一一 万 人	以 未 満上
二一 万 人	以 未 満上	二一 万 人	以 未 満上
三二 万 人	以 未 満上	三二 万 人	以 未 満上
三 万 人	以 未 満上	三 万 人	以 未 満上

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人	平 日	千 人	休 日
二千 人	平 日	二千 人	休 日
三二 千 人	平 日	三二 千 人	休 日
五三 千 人	平 日	五三 千 人	休 日
一五 万 人	平 日	一五 万 人	休 日
一一 万 人	平 日	一一 万 人	休 日
二一 万 人	平 日	二一 万 人	休 日
三二 万 人	平 日	三二 万 人	休 日
三 万 人	平 日	三 万 人	休 日

第五条第九項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未以 満上	二一 万万 五 千人 人 未以 満上	一一 万万 五 千人 人 未以 満上	一五 万千 人人 未以 満上	五三 千千 人人 未以 満上	三二 千千 人人 未以 満上	二千 千人 人 未以 満上	千 人 未 満
九五四、二七三	八八二、四四六	七三八、七九二	六二五、九二一	五三三、五七二	四四一、二二三	三四八、八七四	二五六、五二五	一六四、一七六 ^円
九七〇、九二〇	八九七、八四〇	七五一、六八〇	六三六、八四〇	五四二、八八〇	四四八、九二〇	三五四、九六〇	二六一、〇〇〇	一六七、〇四〇 ^円

二千 千人 人 未 満上	千 人 未 満	開票区 選挙人の 数	投票の 翌日	平 日	休 日
三三四、四八七	二三四、三二七 ^円				
三三八、九三七	二三七、一七五 ^円				

第五条第十項の表を次のように改める。

三	三二	二一	一一	一五	五三	三二
万	万万	万	万	万	千	千
人	人	人	人	人	人	人
以	未	未	未	未	未	未
上	満上	満上	満上	満上	満上	満上
一、一六五、四〇一	一、〇四六、二三八	八八六、二六二	七五四、三九三	六五四、一八一	五四四、四三七	四四三、八八九
一、一八一、九五五	一、〇六一、五四六	八九九、〇七八	七六五、二五一	六六三、四三七	五五二、〇九一	四四九、九四一

五三	三二	二千	千	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千	千	千	人		
人	人	人	人		
未	未	以	未		
満上	満上	満上	満		
				平	日
四六四、二七一	三六七、〇九八	二六九、九二五	一七二、七五二		
				休	日
四七一、九二五	三七三、一五〇	二七四、三七五	一七五、六〇〇		

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	
	平日	休日
千 人 未 満	六、一、五七五円	二、一五、七六七円
二千 人 以 未 満	六、四、五六二	三、〇五、四八七
三千 人 以 未 満	七、六、七九一	四、〇四、四四九
五千 人 以 未 満	八、〇、一六六	四、九四、五五七
一万 人 以 未 満	九、二、七三七	五、九三、八六一
一万 五 千人 以 未 満	九、五、七七六	六、八三、六三三

一、〇〇四、一二一	一、〇二〇、六七五
九二八、五四二	九四三、八五〇
七七七、三八四	七九〇、二〇〇
六五八、六一七	六六九、四七五
五六一、四四四	五七〇、七〇〇

第五条第十二項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 満 上	二一 万 万 人 千 人 未 以 満 上	一〇八、八七八	八〇二、七四二
一六二、二八〇	一一七、六九六	九四六、四七八	一、〇五七、五二一	

三二 万万 人人 未 以 満 上	二一 万 万 人 千 人 未 以 満 上	一一 万 万 人 千 人 未 以 満 上	一五 万 千 人 人 未 以 満 上	五三 千 千 人 人 未 以 満 上	三二 千 千 人 人 未 以 満 上	二千 千 人 人 未 以 満 上	千 人 未 以 満 上	開票区 の選挙 人の数	金 額	一五四、一九二 円
八二八、七八二	六九三、八六四	五八七、八五七	五〇一、一二四	四一四、三九一	三二七、六五八	二四〇、九二五				

三 万 人 以 上	八九六、二四一
-----------------------	---------

第五条第十七項中「こえる」を「超える」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、一三二
参議院選挙区選出議員選挙会及び 参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六五、〇一七

第六条第二項中「四十三万七千五百二十六円」を「四十三万四千七百四十六円」に、「六十二万七千七百二十円」を「六十一万七千七百六十五円」に、「百十三万九千八百八十五円」を「百十二万四千七百七十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府 県の世帯数	選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
	都及び大都市のある道府県			

開 催 の 時 金 額

第九条第一項の表を次のように改める。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一二、六〇〇円
十九 三 以 未 満 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

第八条の二の表を次のように改める。

六	五	四	三	二	一
百 万 以 上	百 七 十 万 未 以 満 上	七 五 十 万 未 以 満 上	五 四 十 万 未 以 満 上	四 三 十 万 未 以 満 上	三 十 万 未 以 満
三六二二	三八六二	三九〇二			円 銭
三六〇五	三八四二	三八七五	三九七一	三九八九	四〇六六 円 六六 銭
一七二七	一七四一	一七七五	一八〇〇	一八一七	一八四〇 円 四〇 銭

休 日	平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。） 夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	七、四四二円 二四、二七四 二五、六一三
	休日		

第九条第二項中「一万六千九百九十八円」を「一万六千七百三十円」に、「一万八千三百五十九円」を「一万八千六十九円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区	分	衆議院議員選挙	
			衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、四八〇、七九三円	一三、四一一、一二六円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、一〇〇、七九五	一六、一一六、七一四
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二四、五二〇、二九九	一八、七三四、一五四
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの		二六、八五二、一八八	二〇、三九六、二七八
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		三〇、五〇七、六六七	二三、二四二、二三七
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの		三五、五七五、四五一	二七、二〇四、七五〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四二、八三一、〇一二	三三、二九二、五六七
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの		四六、七一一、五七四	三六、二八四、一五二

選挙人の数が三百万人以上のもの	六九、二五七、八二二	五二、四五九、五七〇
都道府県の支庁又は地方事務所	四、九一五、九九七	三、八六二、一六四
認定出先機関	二、六〇〇、四七九	二、〇四五、四五三
大 都 市	一〇、四六三、四八六	八、四一八、九六五
選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二二、七九三	五、四九六、九五二
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、三五二、八一七	六、六七一、五〇六
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	八、九二八、八七五	八、三一六、六二六
選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、八六一、六五七	一〇、三五三、〇〇一
選挙人の数が三万人未満のもの	三、二〇一、八五一	二、九二六、四一〇
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二五七、八五二	三、九三五、二八五
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、四六七、四〇二	五、九七三、八八八
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二二七、三四一	八、五九四、三八〇
選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、四四二、二〇六	一〇、八一四、八七八
選挙人の数が千人未満のもの	三九五、六〇三	三七八、二八一
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二二、二〇〇	四〇四、八七八
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六三二、二二三	五八三、四七五
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、一〇五、五六一	九五九、八五四
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七二二、八二四	一、五五〇、七九六
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一三一、五〇八	一、九〇九、七八一
選挙人の数が二万人以上のもの	二、六一一、三六九	二、三七四、四七四
町 村		
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）		

第十三条第二項の表を次のように改める。

区		衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
都道府県	区分				
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六七九、六五五 ^円	七、六六四、三六五 ^円		
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二五一、〇〇八	八、九一三、六九六		
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、八二二、三六一	一〇、一六三、〇二七		
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一一、八二二、三六一	一〇、一六三、〇二七		
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一二、八二二、三六一	一〇、一六三、〇二七		
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一三、八〇六、四五一	一〇、九八七、〇九二		
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一四、三三二、八五二	一一、四一二、三五八		
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、三〇六、九四二	一二、二三六、四二三		
	選挙人の数が三百万人以上のもの	一五、四八九、四〇〇	一二、三七八、三三五		
	都道府県の支庁又は地方事務所		二〇、二六〇、一四九	一六、〇三七、三五〇	
認定出先機関		四、四二八、八二八	三、四二〇、一五〇		
		二、二七〇、二一二	一、七四五、五五三		
	大	九、五二七、二八一	七、五一三、四二五		
	都	四、四三三、二七二	三、七三四、五三八		
	市	四、五〇八、四九一	三、八四四、二八八		
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、六五八、九二九	四、〇六三、七八八		
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、八八四、五八六	四、三九三、〇三八		
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの				
	選挙人の数が十五万人以上のもの				

第十三条第三項の表を次のように改める。

町 村		市	
選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇六五、〇八二	選挙人の数が三万人未満のもの	二、二三八、五四〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、七二六、〇二四	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、五一五、八六〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四四二、一八五	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、六四九、〇五〇
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	九二五、三七九	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、九七一、四九二
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五三六、一六八	選挙人の数が十五万人以上のもの	五、五一八、九九三
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三四九、〇五八		
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五三六、一六八		
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	九二五、三七九		
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四四二、一八五		
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、七二六、〇二四		
選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇六五、〇八二		

区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七四、四六九 ^円	一、〇七四、四六九 ^円	八一〇、九二〇 ^円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二二六、三八〇	一、二二六、三八〇	九二二、二八五
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五八、二九一	一、三五八、二九一	一、〇一三、六五〇
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五八、二九一	一、三五八、二九一	一、〇一三、六五〇

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「二、二六五、〇一七」に、「二、二七四、二〇七」を「二、二七二、六九四」に、「百十三万九百八十五円」を「百十二万四千七百七十八円」に、「六十九万百十円」を「六十八万五千七百十七円」に改める。

第二十二条中「第四条第十五項」の下に「第四条の二第三項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「第四条の二第三項」を加える。

理由

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

(投票所経費)
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

(投票所経費)
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の人数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	一三、一三八円	一三、一三八円	一〇、七六五円	一〇、七六五円	一〇、七六五円	一〇、七六五円	一〇、七六五円	一〇、七六五円
五千人以上 千人未満	一四、一八六円	一四、一八六円	一一、九八五円	一一、九八五円	一一、九八五円	一一、九八五円	一一、九八五円	一一、九八五円
二千人以上 千人未満	一八、八九〇円	一八、八九〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円
三千人以上 千人未満	二〇、〇三〇円	二〇、〇三〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円	一八、三三〇円
三千人以上 五千人未満	二二、五七六円	二二、五七六円	二〇、一〇〇円	二〇、一〇〇円	二〇、一〇〇円	二〇、一〇〇円	二〇、一〇〇円	二〇、一〇〇円
五千人以上 一万人未満	二五、一三三円	二五、一三三円	二二、六五〇円	二二、六五〇円	二二、六五〇円	二二、六五〇円	二二、六五〇円	二二、六五〇円
一万人以上 一万人未満	二九、六〇三円	二九、六〇三円	二七、一七〇円	二七、一七〇円	二七、一七〇円	二七、一七〇円	二七、一七〇円	二七、一七〇円
二万人以上 一万人未満	三三、一〇四円	三三、一〇四円	三〇、六七〇円	三〇、六七〇円	三〇、六七〇円	三〇、六七〇円	三〇、六七〇円	三〇、六七〇円
三万人以上 一万人未満	三六、六〇五円	三六、六〇五円	三三、一七〇円	三三、一七〇円	三三、一七〇円	三三、一七〇円	三三、一七〇円	三三、一七〇円
五千人以上	四〇、一〇六円	四〇、一〇六円	三六、六七〇円	三六、六七〇円	三六、六七〇円	三六、六七〇円	三六、六七〇円	三六、六七〇円

投票所 の人数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	一六、〇四六円	一六、〇四六円	一三、二七一円	一三、二七一円	一三、二七一円	一三、二七一円	一三、二七一円	一三、二七一円
五千人以上 千人未満	一七、八一六円	一七、八一六円	一五、〇二二円	一五、〇二二円	一五、〇二二円	一五、〇二二円	一五、〇二二円	一五、〇二二円
二千人以上 千人未満	二二、六一七円	二二、六一七円	一九、〇一七円	一九、〇一七円	一九、〇一七円	一九、〇一七円	一九、〇一七円	一九、〇一七円
三千人以上 千人未満	二四、八一一円	二四、八一一円	二一、八二二円	二一、八二二円	二一、八二二円	二一、八二二円	二一、八二二円	二一、八二二円
三千人以上 五千人未満	二八、六九三円	二八、六九三円	二五、七〇〇円	二五、七〇〇円	二五、七〇〇円	二五、七〇〇円	二五、七〇〇円	二五、七〇〇円
五千人以上 一万人未満	三〇、七九七円	三〇、七九七円	二七、八〇〇円	二七、八〇〇円	二七、八〇〇円	二七、八〇〇円	二七、八〇〇円	二七、八〇〇円
一万人以上 一万人未満	三六、一八六円	三六、一八六円	三三、一八〇円	三三、一八〇円	三三、一八〇円	三三、一八〇円	三三、一八〇円	三三、一八〇円
二万人以上 一万人未満	四一、九八二円	四一、九八二円	三八、九七〇円	三八、九七〇円	三八、九七〇円	三八、九七〇円	三八、九七〇円	三八、九七〇円
三万人以上 一万人未満	四八、一三三円	四八、一三三円	四四、一〇六円	四四、一〇六円	四四、一〇六円	四四、一〇六円	四四、一〇六円	四四、一〇六円
五千人以上	五二、八三三円	五二、八三三円	四八、八〇八円	四八、八〇八円	四八、八〇八円	四八、八〇八円	四八、八〇八円	四八、八〇八円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区別	投票日		投票率	
	平日	休日	平日	休日
千五百人以上	六〇、五八三	一七三、四五六	四九、四三〇	一三九、七三〇
千人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
五百人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
二百人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
五十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
二十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五
十人以上	七四、一四三	二〇九、五九五	七四、一四三	二〇九、五九五

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区別	投票日		投票率	
	平日	休日	平日	休日
千五百人以上	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一三三、八八二	二七九、〇四四
千人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
五百人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
二百人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
五十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
二十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六
十人以上	二二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三三〇、六五六

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区別	投票日		投票率	
	平日	休日	平日	休日
千五百人以上	一九、五七三	二〇、八一八	二二、三三三	二二、六六六
千人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
五百人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
二百人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
五十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
二十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九
十人以上	一七、三三〇	一八、〇〇九	一七、三三〇	一八、〇〇九

区別	投票日		投票率	
	平日	休日	平日	休日
千五百人以上	二六、〇七九	二七、八九九	二六、七三六	二八、七二九
千人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
五百人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
二百人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
五十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
二十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三
十人以上	二二、五五五	二三、〇〇二	二二、四六〇	二二、八三三

一万五千人以上	二六、二五五	二八、〇四五	三〇、五五五	三二、八九九	三〇、五五五	三三、八九九
一万五千人未満	三〇、〇七八	三二、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	三七、二七八	四〇、一一六
一万五千人以上	三三、五四〇	三五、八三四	四〇、九〇〇	四三、三二六	四一、七四〇	四四、九四四
一万五千人未満						

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票日 区別の 選挙人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	八、九二四	九、六三六	八、九二四	九、六三六	八、九二四	九、六三六	八、九二四	九、六三六
五千人以上	一一、一五五	一二、〇四五	八、九二四	九、六三六	一一、一五五	一二、〇四五	一一、一五五	一二、〇四五
二千人未満	一三、三六六	一四、四五四	一三、三六六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一五、六一七	一六、八六三
二千人以上	一五、三八六	一六、四五四	一四、四五四	一五、五五四	一七、八四八	一九、二七二	一七、八四八	一九、二七二
三千人未満	一七、三六六	一八、四五四	一六、四五四	一七、五五四	一九、八四八	二一、二七二	一九、八四八	二一、二七二
三千人以上	一九、三八六	二〇、四五四	一八、四五四	一九、五五四	二一、八四八	二三、二七二	二一、八四八	二三、二七二
四千人未満	二一、三六六	二二、四五四	二〇、四五四	二一、五五四	二二、八四八	二四、二七二	二二、八四八	二四、二七二
四千人以上	二三、三八六	二四、四五四	二二、四五四	二三、五五四	二四、八四八	二六、二七二	二四、八四八	二六、二七二
五千人未満	二五、三六六	二六、四五四	二四、四五四	二五、五五四	二六、八四八	二八、二七二	二六、八四八	二八、二七二
五千人以上	二七、三八六	二八、四五四	二六、四五四	二七、五五四	二八、八四八	三〇、二七二	二八、八四八	三〇、二七二
六千人未満	二九、三六六	三〇、四五四	二八、四五四	二九、五五四	三〇、八四八	三二、二七二	三〇、八四八	三二、二七二
六千人以上	三一、三八六	三二、四五四	三〇、四五四	三一、五五四	三二、八四八	三四、二七二	三二、八四八	三四、二七二
七千人未満	三三、三六六	三四、四五四	三二、四五四	三三、五五四	三四、八四八	三六、二七二	三四、八四八	三六、二七二
七千人以上	三五、三八六	三六、四五四	三四、四五四	三五、五五四	三六、八四八	三八、二七二	三六、八四八	三八、二七二
八千人未満	三七、三六六	三八、四五四	三六、四五四	三七、五五四	三八、八四八	四〇、二七二	三八、八四八	四〇、二七二
八千人以上	三九、三八六	四〇、四五四	三八、四五四	三九、五五四	四〇、八四八	四二、二七二	四〇、八四八	四二、二七二
九千人未満	四一、三六六	四二、四五四	四〇、四五四	四一、五五四	四二、八四八	四四、二七二	四二、八四八	四四、二七二
九千人以上	四三、三八六	四四、四五四	四二、四五四	四三、五五四	四四、八四八	四六、二七二	四四、八四八	四六、二七二

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

一万五千人以上	三一、七七九	三三、九六五	三五、八八四	三六、四三二	三〇、八九八	三三、二六四
一万五千人未満	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二	四三、〇五六
一万五千人以上	六二、八五五	六七、四〇五	六九、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六	五二、八四八
一万五千人未満						

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票日 区別の 選挙人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人未満	一一、三三〇	一二、二四〇	一一、三三〇	一二、二四〇	一一、三三〇	一二、二四〇	一一、三三〇	一二、二四〇
五千人以上	一三、五九六	一四、六八八	一三、五九六	一四、六八八	一三、五九六	一四、六八八	一三、五九六	一四、六八八
二千人未満	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六	一五、八六二	一七、一三六
二千人以上	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四	一八、一二八	一九、五八四
三千人未満	二〇、三九四	二一、九六〇	二〇、三九四	二一、九六〇	二〇、三九四	二一、九六〇	二〇、三九四	二一、九六〇
三千人以上	二二、六六〇	二四、三三六	二二、六六〇	二四、三三六	二二、六六〇	二四、三三六	二二、六六〇	二四、三三六
四千人未満	二四、九二六	二六、七〇二	二四、九二六	二六、七〇二	二四、九二六	二六、七〇二	二四、九二六	二六、七〇二
四千人以上	二七、一九二	二九、八七八	二七、一九二	二九、八七八	二七、一九二	二九、八七八	二七、一九二	二九、八七八
五千人未満	三〇、一五八	三二、三五四	三〇、一五八	三二、三五四	三〇、一五八	三二、三五四	三〇、一五八	三二、三五四
五千人以上	三二、四二四	三四、七〇〇	三二、四二四	三四、七〇〇	三二、四二四	三四、七〇〇	三二、四二四	三四、七〇〇
六千人未満	三四、六九〇	三七、〇七六	三四、六九〇	三七、〇七六	三四、六九〇	三七、〇七六	三四、六九〇	三七、〇七六
六千人以上	三六、九五六	三九、四五二	三六、九五六	三九、四五二	三六、九五六	三九、四五二	三六、九五六	三九、四五二
七千人未満	三九、二二二	四一、八〇八	三九、二二二	四一、八〇八	三九、二二二	四一、八〇八	三九、二二二	四一、八〇八
七千人以上	四一、四八八	四四、一八四	四一、四八八	四四、一八四	四一、四八八	四四、一八四	四一、四八八	四四、一八四
八千人未満	四三、七五四	四六、五四〇	四三、七五四	四六、五四〇	四三、七五四	四六、五四〇	四三、七五四	四六、五四〇
八千人以上	四六、〇一〇	四八、八六六	四六、〇一〇	四八、八六六	四六、〇一〇	四八、八六六	四六、〇一〇	四八、八六六
九千人未満	四八、二七六	五一、二四二	四八、二七六	五一、二四二	四八、二七六	五一、二四二	四八、二七六	五一、二四二
九千人以上	五〇、五四二	五三、六一八	五〇、五四二	五三、六一八	五〇、五四二	五三、六一八	五〇、五四二	五三、六一八

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千七百八十二円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千八百十六円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 六万三千三十二円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千六十五円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙区 選挙人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
一万人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
二千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
一千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
二百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
一百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円

二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二百三十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円

二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙区 選挙人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
一万人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
二千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
一千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
五百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
二百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
一百人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円

二万人以上	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一
一万五千人以上	六、八七一	七、二七一	六、八七一	七、二七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会が

あらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所 の 人数	平日	休日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三二、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五一九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三三、六一六

二万人以上	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一
一万五千人以上	一〇、四七一	八、四七一	一〇、四七一	八、四七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所 の 人数	平日	休日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三二二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇

二万五千人以上	八四七、六七〇	八六〇、五五八
二万人以上	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
一万人以上	一、二二五、五五三	一、二三二、二〇〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙区 の 人口	平日	休日
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇〇〇円
二千人以上	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三千人以上	三四八、八七四	三五四、九六〇
四千人以上	四四一、二二三	四四八、九二〇
五千人以上	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万人以上	六二五、九二一	六三六、八四〇
二万人以上	七三八、七九二	七五一、六八〇
三万人以上	八八二、四四六	八九七、八四〇
五万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

二万五千人以上	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人以上	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
一万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二二

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙区 の 人口	平日	休日
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円
二千人以上	三六七、一七三	三八一、八三四
三千人以上	四七五、九六五	四九四、九七〇
四千人以上	五八四、七五七	六〇八、一〇六
五千人以上	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万人以上	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人以上	一、一四二、三二六	一、一八七、九二八
三万人以上	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
五万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

収入の額	収入の種別	収入の額
千円未満	平日	二三四、三七七円
千円未満	休日	二二七、一七五円
二千円未満	平日	三三四、四八七
二千円未満	休日	三三八、九三七
三千円未満	平日	四四三、八八九
三千円未満	休日	四四九、九四一
五千円未満	平日	五四四、四三七
五千円未満	休日	五五一、〇九一
一万円未満	平日	六五四、一八一
一万円未満	休日	六六三、四三七
一万五千元未満	平日	七五四、三九三
一万五千元未満	休日	七六五、二五一
二万円未満	平日	八八六、二六二
二万円未満	休日	八九九、〇七八
三万円未満	平日	一、〇四六、二三八
三万円未満	休日	一、〇六一、五四六
五万円以上	平日	一、一六五、四〇一
五万円以上	休日	一、一八一、九五五

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

収入の額	収入の種別	収入の額
千円未満	平日	一七二、七五二円
千円未満	休日	一七五、六〇〇円
二千円未満	平日	二六九、九二五
二千円未満	休日	二七四、三七五
三千円未満	平日	三六七、〇九八
三千円未満	休日	三七三、一五〇
五千円未満	平日	四六四、二七一
五千円未満	休日	四七一、九二五
一万円未満	平日	五六一、四四四
一万円未満	休日	五七〇、七〇〇
一万五千元未満	平日	六五八、六一七
一万五千元未満	休日	六六九、四七五
二万円未満	平日	七七七、三八四
二万円未満	休日	七九〇、二〇〇

収入の額	収入の種別	収入の額
千円未満	平日	三〇九、四一六円
千円未満	休日	三一九、二〇八円
二千円未満	平日	四三八、〇五一
二千円未満	休日	四五一、七三九
三千円未満	平日	五六一、六三七
三千円未満	休日	五八〇、六七七
五千円未満	平日	六七六、三六八
五千円未満	休日	六九九、七六〇
一万円未満	平日	八四四、五八八
一万円未満	休日	八四二、八七六
一万五千元未満	平日	一、〇二九、〇三三
一万五千元未満	休日	一、〇六五、四八一
二万円未満	平日	一、二八一、四六二
二万円未満	休日	一、三二七、一五八
三万円未満	平日	一、四五三、〇二八
三万円未満	休日	一、五〇五、二五二
五万円以上	平日	一、五八一、七六六
五万円以上	休日	一、六三八、八三六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

収入の額	収入の種別	収入の額
千円未満	平日	二五一、二九八円
千円未満	休日	二六一、〇九〇円
二千円未満	平日	三七六、九四七
二千円未満	休日	三九一、六三五
三千円未満	平日	四八八、六三五
三千円未満	休日	五〇七、六七五
五千円未満	平日	六〇〇、三三三
五千円未満	休日	六二三、七一五
一万円未満	平日	七二五、九七二
一万円未満	休日	七五四、二六〇
一万五千元未満	平日	九三五、三八七
一万五千元未満	休日	九七一、八三五
二万円未満	平日	一、一七二、七二四
二万円未満	休日	一、二二八、四二〇

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人以上	九二八、五四二	九四三、八五〇
二万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	平日	休日
千人未満	六一、五七五	二二五、七六七
二千人以上	六四、五六二	三〇五、四八七
三千人以上	七六、七九一	四〇四、四四九
四千人以上	八〇、一六六	四九四、五五七
五千人以上	九二、七三七	五九三、八六一
一万人以上	九五、七七六	六八三、六三三
一万五千人以上	一〇八、八七八	八〇二、七四二
二万人以上	一一七、六九六	九四六、四七八
三万人以上	一六一、二八〇	一、〇五七、五二二

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人以上	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
二万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の選挙人の数	平日	休日
千人未満	五八、一一八	二七八、四二〇
二千人以上	六一、一〇四	三九一、五五七
三千人以上	七三、〇〇二	五〇一、三六七
四千人以上	七六、〇四五	六〇二、三三二
五千人以上	八八、六一六	七二五、〇四四
一万人以上	九三、六四六	九一三、六五九
一万五千人以上	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
二万人以上	一一二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一二五、八一	一、四〇〇、九〇六

開票区の選挙人の数	金	額
-----------	---	---

開票区の選挙人の数	金	額
-----------	---	---

千人未満	一千九百一十二円
千人以上	二四〇、九二五
二千人未満	三二七、六五八
二千人以上	四一四、三九一
三千人未満	五〇一、二二四
三千人以上	五八七、八五七
一万人未満	六九三、八六四
一万人以上	八二八、七八二
二万人未満	八九六、二四一
二万人以上	
三万人以上	

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	二二五、七五一円	平日
千人以上	三二一、〇八七	休日
二千人未満	四二五、六六五	平日
二千人以上	五二一、三八九	休日
三千人未満	六二六、三〇九	平日
三千人以上	七二一、六九七	休日
一万人未満	八四七、六七〇	平日
一万人以上		休日
二万人未満		平日
二万人以上		休日
三万人以上		平日
三万人以上		休日

千人未満	三三〇、三〇二円
千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
二千人以上	五二六、二七七
三千人未満	六三六、四二八
三千人以上	八二〇、〇一三
一万人未満	一、〇二八、〇七六
一万人以上	一、一七四、九四四
二万人未満	一、二八五、〇九五
二万人以上	
三万人以上	

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	三〇二、九〇〇円	平日
千人以上	四二八、二七七	休日
二千人未満	五四八、九六七	平日
二千人以上	六六〇、八〇二	休日
三千人未満	七九五、七六四	平日
三千人以上	八二四、〇〇〇	休日
一万人未満	一、〇〇四、七七九	平日
一万人以上	一、〇四一、一六〇	休日
二万人未満	一、二五一、〇五四	平日
二万人以上	一、二九六、六六六	休日
三万人以上		平日
三万人以上		休日

三万人以上	一、一五五、五五三	一、一三三、二〇〇
二万人以上	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区別の票 人の数	平日	休日
千人未満	一六四、一七六 円	一六七、〇四〇 円
二千人以上	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三千人以上	三四八、八七四	三五四、九六〇
五千人以上	四四一、二二三	四四八、九二〇
一万人以上	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万人以上	六二五、九二二	六三六、八四〇
二万人以上	七三八、七九二	七五一、六八〇
三万人以上	八八一、四四六	八九七、八四〇
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区別の票 人の数	平日	休日
-------------	----	----

三万人以上	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
二万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二二

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区別の票 人の数	平日	休日
千人未満	二四四、七八二 円	二五四、五五六 円
二千人以上	三六七、一七三	三八一、八三四
三千人以上	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千人以上	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万人以上	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万人以上	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人以上	一、一四二、三二六	一、一八七、九二八
三万人以上	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区別の票 人の数	平日	休日
-------------	----	----

千円未満	千円以上	平	休
千円未満	千円以上	二三四、三二七 円	二三七、一七五 円
二千人未満	二千人以上	三三四、四八七	三三八、九三七
三千人未満	三千人以上	四四三、八八九	四四九、九四一
五千人未満	五千人以上	五四四、四三七	五五二、〇九一
一万人未満	一万人以上	六五四、一八一	六六三、四三七
二万人未満	二万人以上	七五四、三九三	七六五、二五一
三万人未満	三万人以上	八八六、二六二	八九九、〇七八
五万人未満	五万人以上	一、〇四六、二三八	一、〇六一、五四六
十万人未満	十万人以上	一、一六五、四〇一	一、一八一、九五五

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千円未満	千円以上	平	休
千円未満	千円以上	一七二、七五二 円	一七五、六〇〇 円
二千人未満	二千人以上	二六九、九二五	二七四、三七五
三千人未満	三千人以上	三六七、〇九八	三七三、一五〇
五千人未満	五千人以上	四六四、二七一	四七一、九二五
一万人未満	一万人以上	五六一、四四四	五七〇、七〇〇
二万人未満	二万人以上	六五八、六一七	六六九、四七五
三万人未満	三万人以上	七七七、三八四	七九〇、二〇〇
五万人未満	五万人以上	九二八、五四二	九四三、八五〇

千円未満	千円以上	平	休
千円未満	千円以上	三〇九、四一六 円	三一九、二〇八 円
二千人未満	二千人以上	四三八、〇五一	四五二、七三九
三千人未満	三千人以上	五六一、六三七	五八〇、六七七
五千人未満	五千人以上	六七六、三六八	六九九、七六〇
一万人未満	一万人以上	八一四、五八八	八四二、八七六
二万人未満	二万人以上	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
三万人未満	三万人以上	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
五万人未満	五万人以上	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
十万人未満	十万人以上	一、五八一、七二六	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千円未満	千円以上	平	休
千円未満	千円以上	二五一、二九八 円	二六一、〇九〇 円
二千人未満	二千人以上	三七六、九四七	三九一、六三五
三千人未満	三千人以上	四八八、六三五	五〇七、六七五
五千人未満	五千人以上	六〇〇、三三三	六二二、七一五
一万人未満	一万人以上	七二五、九七二	七五四、二六〇
二万人未満	二万人以上	九三五、三八七	九七一、八三五
三万人未満	三万人以上	一、一三七、七二四	一、二二八、四二〇
五万人未満	五万人以上	一、三三四、二五六	一、三九二、四八〇

三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の選挙人の数	平日	休日
千人未満	六一、五七五円	二二五、七六七円
千人以上	六四、五六二	三〇五、四八七
二千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九
二千人以上	八〇、一六六	四九四、五五七
五千人未満	九二、七三七	五九三、八六一
五千人以上	九五、七七六	六八三、六三三
一万人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二
一万人以上	一一七、六九六	九四六、四七八
三万人以上	一六一、二八〇	一、〇五七、五二一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一五四、一九二円

三万人以上	一、〇四六、九〇五	一、一五三、〇二五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の選挙人の数	平日	休日
千人未満	五八、一一八円	二七八、四二〇円
千人以上	六一、一〇四	三九一、五五七
二千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
二千人以上	七六、〇四五	六〇二、三三二
五千人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
五千人以上	九三、六四六	九一三、六五九
一万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
一万人以上	一一二、七七二	一、二八七、七二六
三万人以上	一二五、八一	一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	二二〇、三〇二円

二千人以上	二四〇、九二五
二千人未満	三二七、六五八
三千人未満	四一四、三九一
五千人未満	五〇一、一二四
一万人未満	五八七、八五七
一万五千人未満	六九三、八六四
二万人未満	八二八、七八二
三万人未満	八九六、二四一
三万人以上	

17 13
16 (略)

選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、二二三

二千人以上	三三〇、四五三
二千人未満	四二八、三六五
三千人未満	五二六、二七七
五千人未満	六三六、四二八
一万人未満	八二〇、〇一三
一万五千人未満	一、〇二八、〇七六
二万人未満	一、一七四、九四四
三万人未満	一、二八五、〇九五
三万人以上	

17 13
16 (略)

選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百二十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙 都道府 県の世帯数	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		参議院比例代表選出議員選挙又は 衆議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県
一 三十万未満	円	四〇円	一八円	四〇円
二 三十万以上 四十万未満	一銭	六六銭	一八	一七
三 四十万以上 五十万未満	一	八九	一八	一七
四 五十万以上 六十万未満	一	三九	一七	一七
五 六十万以上 七十万未満	一	三九	一七	一七
六 七十万以上 百万未満	一	三九	一七	一七
七 百万以上	一	三九	一七	一七

2/4 (略)

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百三十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙 都道府 県の世帯数	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		参議院比例代表選出議員選挙又は 衆議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	都及び大都市のある道府県	その他の県
一 三十万未満	円	四六円	一八円	七八
二 三十万以上 四十万未満	一銭	四四	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	一	四三	一七	八九
四 五十万以上 六十万未満	一	四二	一七	七三
五 六十万以上 七十万未満	一	四二	一七	四八
六 七十万以上 百万未満	一	四二	一七	四八
七 百万以上	一	四二	一七	四八

2/4 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 米 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一一、六〇〇 円
九 三 以 米 満 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	七、四四二 円	
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、二七四	二五、六一三

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 米 満	一五、二二五 円	一四、一七五 円	一一、二五〇 円
九 三 以 米 満 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	六、八六六 円	
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二三、九六六	二五、三二七

2 演説会場が政令で定められる地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 (略)

(事務費)
 第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

町 村	選挙人の数が千人未満のもの	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
大 都 市	選挙人の数が五十万人以上百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
区	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十五万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円
市(大都市を除く、次項、第三項及び第七項に於いて同じ。)	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十五万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円

2 演説会場が政令で定められる地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 (略)

(事務費)
 第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

町 村	選挙人の数が千人未満のもの	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
大 都 市	選挙人の数が五十万人以上百万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
区	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十五万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円
市(大都市を除く、次項、第三項及び第七項に於いて同じ。)	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	1,100,000円	1,100,000円
	選挙人の数が十五万人以上のもの	1,100,000円	1,100,000円

区分	選挙人の数	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	I. OR. S. S. E.	A. I. O. I. D. S.
	選挙人の数が七十五万人以上百五十万人未満のもの	I. R. E. S. E. O.	H. I. R. H. A. S.
	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が五百五十万人以上七百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が七百五十万人以上一千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
市	選挙人の数が三万人未満のもの	A. P. O. H. I.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	I. H. R. F. I.	K. E. S. K. A.
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	I. H. I. I. I. K.	I. A. P. S. E. A.
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	H. I. S. E. I.	H. E. O. S. E. A.
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が六十万人以上七十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
町	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が九万人以上十万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が十万人以上十一万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.

4
11 (略)

(再選挙等の経費)

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
 例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
 場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
 費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
 適用については、同条第一項の表中「二、二六五、〇一七」とあ
 るのは「一、二七二、六九四」と、同条第二項中「百十二万四千
 七百七十八円」とあるのは「六十八万五千七百十七円」とする。

区分	選挙人の数	分	
		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	I. O. A. S. E. S.	A. I. R. I. O. S.
	選挙人の数が七十五万人以上百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	H. I. R. H. A. S.
	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が五百五十万人以上七百五十万人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が七百五十万人以上一千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	I. S. E. S. E. I.	I. O. I. S. K. S. O.
市	選挙人の数が三万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	I. H. R. F. I.	K. E. S. K. A.
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	I. H. I. I. I. K.	I. A. P. S. E. A.
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	H. I. S. E. I.	H. E. O. S. E. A.
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が五十万人以上六十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
	選挙人の数が六十万人以上七十万人未満のもの	H. E. S. I. S. A.	H. E. S. I. S. A.
町	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が九万人以上十万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.
	選挙人の数が十万人以上十一万人未満のもの	H. I. O. A. S. E.	M. S. K. I. S.

4
11 (略)

(再選挙等の経費)

第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比
 例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う
 場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経
 費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の
 適用については、同条第一項の表中「二、二六六、四六四」とあ
 るのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万九千
 百八十五円」とあるのは「六十九万百十円」とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第四條の二第三項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）		別表第一第一号法定受託事務（第二条関係） （略）	
国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第七十九号） （略）	第四条第十五項、 第四条の二第三項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定により 都道府県が処 理することとされてい る事務 （略）	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に關 する法律（昭和二十五 年法律第七十九号） （略）	第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項 ただし書の規定により 都道府県が処 理することとされてい る事務 （略）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）抄

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票をいう。

2（略）

（経費の基準の算定）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 期日前投票所経費
- 三 開票所経費
- 四 選挙会経費及び選挙分会経費

- 五 選挙公報発行費
- 六 候補者氏名等掲示費
- 七 ポスター掲示場費
- 八 演説会施設公営費
- 九 新聞広告公営費
- 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
- 十一 選挙運動用自動車使用公営費
- 十二 通常葉書作成公営費
- 十三 ビラ作成公営費
- 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
- 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
- 十六 ポスター作成公営費
- 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
- 十八 事務費
- 十九 不在者投票特別経費
- 二十 在外選挙特別経費

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費及び参議院比例代表選出議員の選挙分会

経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合は、一投票区につき千四百八十四円とし、その数が一人を超える場合においては、一人を増すごとに百五十九円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費)

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域にわたつて行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額と同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたつて行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

(交付)

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において

要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 避けることのできない事故その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、前項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合においては、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） 抄

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委

員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 (略)

（開票の場所及び日時）の告示）

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

（開票日）

第六十五条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

（各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置）

第二百六十二条 選挙に関する次に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

- 一 選挙人名簿の調製に要する費用
- 二 点字器の調整に要する費用
- 三 削除
- 四 第六十七条の規定による選挙公報の発行に要する費用
- 五 第九十二条の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、第四十九条第一項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用
- 二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用
- 三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用
- 四 第四十九条第一項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第四項の規定により行われる送信に要する費用
- 四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製並びに在外選挙人証の交付に要する費用
- 四の三 第四十九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に関する費用
- 五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用

- 五の二 第三百三十一条第三項の規定による標札に要する費用
- 五の三 第四百四十一条第五項及び第六十四条の二第二項の規定による表示に要する費用
- 五の四 第四百四十一条第七項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用
- 六 第四百四十二条第一項の規定による通常葉書の費用並びに同条第十項の規定による通常葉書及びビラの作成に要する費用
- 六の二 第四百四十三条第十四項の規定による立札及び看板の類並びにポスターの作成に要する費用
- 七 第四百四十四条の二の規定による掲示場の設置に要する費用
- 八 第四百四十九条の規定による新聞広告に要する費用
- 九 第四百五十条及び第五百十一条の規定による放送に要する費用
- 十 第六十一条の規定による個人演説会のための施設（設備を含む。）、第六十四条の五の規定による標旗並びに第四百四十一条の二及び第六十四条の七の規定による腕章に関する費用
- 十の二 第六十四条の二第六項の規定による立札及び看板の類の作成に要する費用
- 十一 第七十五条の規定による掲示に要する費用
- 十二 第七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号） 抄

（費用）

第五十一条 審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。

○日本国憲法 抄

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩～⑰ （略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和二十五年法律第七十九号)	(略) 第四条第十五項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

